

## Introduction

みなさん、こんにちは、ハピです。みなさんの資産形成を考える上で必要となる金融・経済用語を基礎からご紹介します。妹のハナと一緒にゆっくり勉強していきましょう！



### ハピ

世界初の犬のファンド・マネジャー、「ワンド・マネジャー」として働く金融のエキスパート。すべてのお客様にハッピーをお届けするため、世界中を駆け回ります！



### ハナ

お金や経済のことはサッパリわからないけど、兄のハピにはめっぽう強気。つみたてNISAが始まったことを知って、「自分もチャレンジした」とやる気MAXです！



## NISA あれこれ Part3

さあ、今回はNISAの何を教えてくれるの？ 前回はNISAについての、ザックリとしたポイントだったよね。



今回は、前回は踏まえながら、まずはNISA口座で投資をする場合の非課税の対象となるものは何かを説明するよ。

はい、はい。前回ハピ兄ちゃんが言っていた「覚えておくべきポイント」の中の一つね。



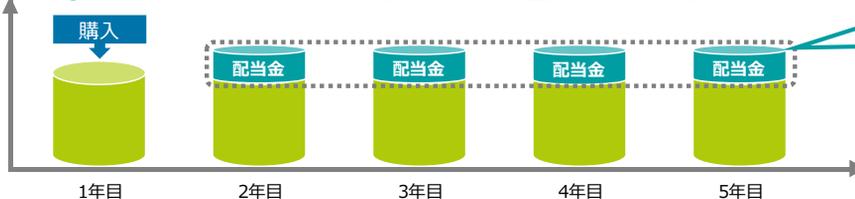
詳しく解説するワン！

## NISA口座で非課税対象となるものは？

### 非課税となる利益とは

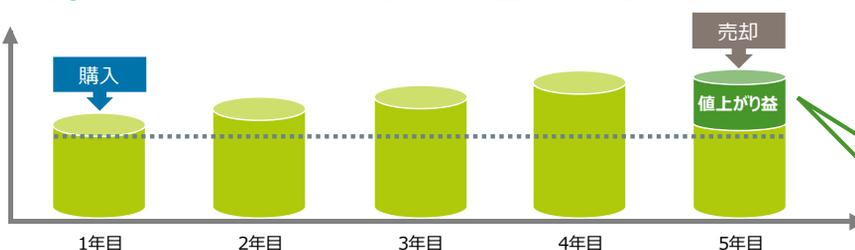
下のイメージ図が示す通り、NISA口座では、配当金（投資信託の場合は分配金）や値上がり益（譲渡益）が最長5年間、非課税となるんだ。

#### 例①：保有する株式・投資信託などの配当金を受け取ったよ！



NISA口座なら、毎年受け取った配当金が非課税に。

#### 例②：保有する株式・投資信託などが値上がりをしたので売却したよ！



一般口座や特定口座などでは配当金や値上がり益に対して、20.315%\*が課税されます。

\*2019年12月時点

NISA口座なら、値上がりした後に売却したことで得られた利益が非課税に。

NISAの制度には、非課税で投資できる資金の額や、非課税となる期間に対して、それぞれ制限が設けられているよ。次回はこの制限について説明するよ。

ご注意：上記は作成日時時点の情報に基づき作成しています。今後法律の改正等により手続きやその内容等が変更となる場合があります。



## ご留意事項

### ●投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価値が変動します。したがってお客様のご投資された金額を下回ることもあります。

また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご購入に際しては、事前に最新の投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面の内容をご確認の上、ご自身で判断して下さい。

### ●投資信託に係る費用について

【お申込みいただくお客様には以下の費用をご負担いただきます。】

- 購入時に直接ご負担いただく費用・・・購入時手数料 上限3.85%（税抜3.50%）
- 換金時に直接ご負担いただく費用・・・信託財産留保額 上限0.5%
- 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・運用管理費用（信託報酬） 上限2.068%（税抜1.88%）
- その他費用・・・上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。  
投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等でご確認下さい。

### ◀ご注意▶

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、ドイツ・アセット・マネジメント株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託の運用による損益は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本及び利息の保証はありません。投資信託は、預金または保険契約ではないため、預金保険及び保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご購入に際しては、事前に最新の投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面の内容をご確認の上、ご自身で判断して下さい。

なお、当社では投資信託の直接の販売は行っておりませんので、実際のお申込みにあたっては、各投資信託取扱いの販売会社にお問合せ下さい。

ドイツ・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第359号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、

一般社団法人日本投資顧問業協会、

一般社団法人第二種金融商品取引業協会